防整技第7388号 28.4.1

大 臣 官 房 会 計 課長 防衛大学校総務部管理施設課長 防衛医科大学校事務局経理部施設課長 防衛研究所企画部総務課長 統合幕僚監部総務部総務課長 陸上幕僚監部防衛部施設課長 海上幕僚監部防衛部施設課長 航空幕僚監部防衛部施設課長 情報本部計画部事業計画課長 各 地 方 防 衛 局 調 達 部 長 帯 広 防 衛 支 局 長 防 衛 支 東 海 局 長 熊 本 防 衛 支 局 長 護防衛事務所長 名 防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官

略

)

(公印省

工事損失補償に係る業務委託の事務取扱指針について(通知)

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類:別紙

写送付先:整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官

整備計画局提供施設計画官、地方協力局地方協力企画課長

地方協力局提供施設課長

工事損失補償に係る業務委託の事務取扱指針

1 目的

この指針は、建設工事(工事の実施細目について(防整技第7167号28.3.3 1)第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に起因する工事損失に係わる費用負担額の算定、及びその内容等の補償対象者への説明業務を外部に委託して実施する場合に必要な事項を定め、業務の的確かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

2 工事損失

この指針でいう工事損失とは、「公共用地の取得に伴い損失補償基準要綱の施行について」(昭和37年6月29日閣議了解)第3に示された損害等のうち、(1)日陰、(2)TV電波受信障害、(3)水枯渇、(4)地盤変動等で、建設工事の実施に関するものをいう。

3 委託する業務

(1) 費用負担額の算定

事前調査及び事後調査の結果に基づき、官側が当該損失を建設工事の実施に起因するものと認め、費用負担するものとして設計図書に明示したものについて、当該損失の補償の対象となる権利者に係る費用負担額を算定することをいう。

(2) 算定内容等の補償対象者への説明 建設工事の実施に伴って補償の対象となる権利者として設計図書に明示した者に 対し、補償の方針、補償額の積算内容等の説明を行うことをいう。

4 委託しようとする者の選定

業務の委託に当たっては、当該業務に関し十分な技術と能力を有する補償コンサルタント、財団法人等(以下「補償コンサルタント等」という。)を選定するものとする。

5 契約書、仕様書関係

- (1) 契約書及び共通仕様書は、事業監理業務等委託に係るものを準用する。
- (2) 特記仕様書に記載すべき事項は、一般事項、業務仕様等のほか、付紙第1とする。

6 積算価格の算定

積算価格は、補償コンサルタント等から徴した見積書を付紙第2により適正に審査し 決定するものとする。

7 監督、検査等

当該委託業務に関する監督、検査等に関する事務は、事業監理業務等委託に準じて行うものとする。

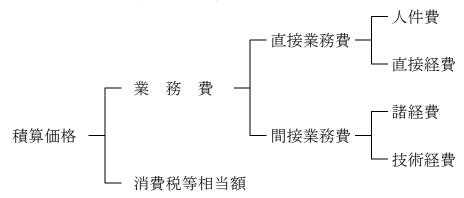
特記仕様書への記載事項

- (1) 管理技術者は、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号) 第3条第1号に規程する補償業務の管理をつかさどる専任の者として、事業損失部門に 登録を行っている者又はこれらの者と同等の知識及び能力を有する者として発注者が認 めた者でなければならない。
- (2) 受注者は、権利者から要望、陳情等があった場合には、十分その意向を把握したうえで、速やかに監督官に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 受注者は、業務処理のため建物等の立ち入り調査を行う場合には、原則として権利者 の立ち会いを得なければならない。ただし、立ち会いを得ることができないときは、権 利者の了解を得ていることをもって足りる。
- (4) 受注者は、本業務が、権利者の財産等に関するものであり、損害等の有無の立証及び 費用負担額積算の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権 利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。

積算価格の算定

1 積算価格の構成

積算価格の構成は次を標準とする。



2 直接業務費

(1) 人件費

人件費は、業務を実施するのに必要な技術者、労働者の費用でその単価は、別に 定められたところによるものとする。

(2) 直接経費

直接経費は、材料費等、旅費・交通費とする。

3 間接業務費

(1) 諸経費

諸経費は、業務処理に関し、間接的に必要となる業務管理費及び一般管理費をいい、次式により算定するものとする。

- 1) 補償コンサルタントに委託する場合 諸経費=人件費×100%
- 2) 財団法人に委託する場合 諸経費=人件費×90%
- (2) 技術経費

技術経費には、補償コンサルタント等における平素の技術及び能力の高度化に要する費用で、次式により算定するものとする。

技術経費=〔直接人件費+直接人件費に係る諸経費〕×技術経費率

注:1 直接人件費とは、業務を実施するに必要な技術者の費用をいう。

2 技術経費率は、次を標準とする。 費用負担額の算定業務=10%

補償説明等業務 =20%

4 その他

各費目の算定に使用する価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。